

■下水道処理施設維持管理業者登録制度■

◆趣旨

下水道の維持管理については、下水道を供用開始する地方公共団体が増加するに従い、維持管理技術者の不足等の理由から一部業務を民間業者へ委託する下水道管理者が多くなり、これに従い民間技術者の技術力を確保するための資格制度及び登録制度の必要性が高くなっています。

下水道法第22条第2項(設計者等の資格)

公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わすことはできません。

◆問い合わせ・申請書提出先

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎2号館

沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課計画・測量業係

TEL 098-866-0031(内線3172、3178)

◆主な関係連絡先

◎下水道技術検定(第3種技術検定)について

(地方共同法人)日本下水道事業団 研修センター 研修企画課

〒335-0037 埼玉県戸田市下笛目5141

TEL 048-421-2076

<http://www.jswa.go.jp> [外部サイト]

◎維持管理業その他について

(一般社団法人)日本下水道施設管理業協会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3丁目25番9号 Daiwa八丁堀駅前ビル西館2階

TEL 03-6228-3291

<http://www.gesui-kanrikyo.or.jp> [外部サイト]

◎各種講習について

(公益社団法人)日本下水道協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-10-12 内神田すいすいビル

TEL 03-6206-0260(代表)

<http://www.jswa.jp> [外部サイト]